

随意契約理由書

件名	葺合南54号線道路改良工事(その5)		
契約の相手方	株式会社六甲グリーン		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当		
随意契約の理由	<p>本工事は、令和2年7月31日に制限付一般競争入札に付したが、応札がなく入札中止となった案件である。</p> <p>葺合南54号線道路改良工事は、道路のリデザイン事業として平成28年度から実施しているものであり、都心三宮の再整備事業の一つとして継続して進めていく必要があり、早期の着工が必要である。</p> <p>入札中止となったことから、応札業者のほか、同路線完了工区の施工業者、神戸市建設協力会中部会員事業者等に随意契約の依頼を行ったが、いずれも拒否されたため、平成29、30年度に中部管内側溝整備単価契約工事の受注実績がある上記業者に依頼を行ったものである。同社は歩道改良や舗装改修に係る工事の実績も多数有することから、円滑・迅速かつ確実な施工が期待できる。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に対し入札者がいないとき」に該当することから、上記業者に随意契約を行い、早期の工事着手を図るものである。</p>		
担当部署 (問合せ先)	建設局道路工務課 建設局中部建設事務所	(電話番号 595-6428) (電話番号 511-0515)	